

# 平成30年度第1回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成30年8月29日（水）午前10時から

2 会 場 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

## 3 出席者

(1) 出席委員 佐々木 稲生, 伊藤 宣子, 片倉 ゆかり, 三塚 薫, 小川 せつ子,  
根来 興宣, 菅原 一博, 鈴木 一樹, 佐藤 哲也, 山岸 利次,  
阿部 春美, 菅原 通悦

(委員14人中, 12名出席)

(2) 欠席委員 加藤 雄彦, 後藤 武俊

## 4 議題

(1) 会長の選任等について

①会長の選任について

②副会長の選任について

③委員の所属専門部会の決定について

(2) 調査審議事項について

①幼稚園の廃止について（なとり第二幼稚園）

②幼稚園の設置者変更について（愛子幼稚園）

③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

(3) その他

## 5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

出席者全員に委員委嘱状が交付された。

事務局から委員の紹介と事務局職員の紹介があった。

### (1) 会長の選任等について

①会長の選任について

委員による互選の結果、会長には伊藤委員が選任された。

審議会運営規程により、伊藤会長が議長となった。

議長は、議事録署名人として片倉委員と三塚委員を指名した。

②副会長の選任について

委員による互選の結果、副会長には根来委員と菅原一博委員が選任された。

会長は、菅原一博委員を第1順位の副会長に、根來委員を第2順位の副会長に指名した。

③委員の所属部会の決定について

審議会運営規程により、会長は専門部会に所属する委員を以下のとおり指名し、審議会として承認された。

イ 小学校・中学校・高等学校部会

佐々木委員，伊藤委員，加藤委員，片倉委員，後藤委員，佐藤委員，山岸委員，阿部委員，菅原通悦委員

ロ 幼稚園・専修学校・各種学校部会

三塚委員，小川委員，根來委員，菅原一博委員，鈴木委員，後藤委員，佐藤委員，山岸委員，菅原通悦委員

(2) 調査審議事項について

①幼稚園の廃止について（なとり第二幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

今、事務局から説明がありましたとおり、昨年度の審議会では取り上げられていた内容でございます。

手続上、再度お諮りするということですね。

(事務局)

はい。移行できなかった理由ですが、先ほど説明したとおり、手続の面ですとか改修工事が一部必要になったことで、幼保連携型認定こども園へ移行する基準をその時点では満たし得なかったということを確認しております。今回その部分が充足されるということで、10月1日から移行することになったと伺っております。

(伊藤会長)

建築の関係が影響しているとのこと、現時点では完成見込みという説明がありましたが、そこは大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

昨日も改めて、県の子育て社会推進室に念のため確認いたしました。9月中には完成するというのを、建築確認済証を交付する土木事務所にも確認していると聞いておりますので、確実だと考えております。

(佐々木委員)

今回の案件のように、一度こちらで審議をして、オッケーを出された後に取り下げて、

また再度、それを補充して審査したような例はあるのでしょうか。このような例はよくあるのでしょうか。

ここで審議した段階で、そのへんのところが当然満たされていたと思うのですが、あとでそれが不十分だったということのようでございます。

こういうことはよくあるのかなというところが素朴な疑問だったものですから、よろしく願いいたします。

(事務局)

特に確認しているわけではありませんが、あまりこのような例はないかと思えます。

ただ、いずれにせよ、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際は、幼稚園の廃止認可が必須となりますので、そういった申請がなされてきた場合、完成しないかもしれないから審議しないというわけにもいきませんので、我々の方も最善をつくすといえますか、関係部局と調整・確認をして、10月1日ということを出されておりますので、今回お諮りしている次第でございます。

(伊藤会長)

手続上の云々とか、条件がそろわないといったようなことがないように審議会を行いたいなというふうに考えておりますので、事務局の方もよろしく願いしたいと思えます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

## ②幼稚園の設置者変更について（愛子幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

## ③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(佐々木委員)

確認させていただきたいのですが、札幌こども専門学校2号館にある面接指導施設について、現在利用している生徒がどのくらいいるのでしょうか。

それと、今の説明ですと、こども専門学校内の面接指導施設は一時的な利用のため、平日でも利用が可能となるように、スイーツアンドカフェ専門学校内に面接指導施設を開設するということでした。入学希望者の増加のためという変更理由から考えると違和感があったのですが、これは入学希望者が増えたため、平日でも利用が可能となるようにという理解でよいのでしょうか。

(事務局)

札幌のスクーリング会場の29年度と30年度の利用者数は、0人となっております。

飛鳥未来きずな高校で独自に調査を行いましたところ、集中スクーリングという形ではなく、平日開講のスクーリング形式をとってほしいという希望が多かったことから、平日開講のスクーリング会場を新たに設けるため、学則を変更するという内容となっております。

(菅原通悦委員)

先ほど説明のあった奨学制度について、変更時期が9月1日である理由と、奨学金等という「等」という表記が気になりまして。学則の中で、第33条に生徒納付金の免除というのがございますよね。先ほどの事務局説明だと、この33条でクリアできないものがあるということでの新たな39条の設置ということだろうと思うのですが。学校として生徒を支援していきたいという意向のようですから、33条と39条はどういった関係、もしくはどういった内容なのか、把握しているのであれば教えていただきたいのですが。

(事務局)

奨学制度の変更時期がなぜ9月からかという理由について、正確には把握していないところですが、飛鳥未来きずな高校の設置者が理事会を開いて奨学制度を設けると決めた時期が、9月1日の学則変更を決めた時期と同時期だったため、9月1日の学則変更の施行に合わせて行うことになったと考えられます。

つづきまして、奨学金等の「等」というところで、33条と39条の関係についてですが、確認いたしますのでお待ちください。

(菅原通悦委員)

学則第33条で、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができるとなっておりますので、この条項をもって、お子さんたちの支援がされているものと考えられますが、これに加えての奨学金制度なのか、これとはまた別に新たに生徒を支援していく仕組みを構想されているのか。ダブルで子供たちを支援していくと解釈すればよいのか、そこのところの飛鳥未来きずな高校の考えが聞ければいいなと思ったところが一つです。

通信制で随時子供たちが入学してきますから、9月1日施行というのは了解できます。4月1日入学生との関係で、均衡性とか平等性に欠けるという考え方に立つのは、私自身無理なのかなと思いますので、9月1日施行でもオーケーだろうと。ただ、奨学金の中身について別に定めるということになっているのですが、まだ決めていないのか、どうなのか。そこのところをお聞きしたかったというところです。

(事務局)

39条の奨学制度の内容については、把握をしておりませんでした。申し訳ございません。

(伊藤会長)

それでは、事務局にお問い合わせいただくということでもよろしいでしょうか。

(菅原通悦委員)

時代の流れというのでしょうか。通信制高校が子供たちの支援を行っているという状況もございますので、通信制高校として飛鳥未来きずな高校がこのような支援を考えていますということを、情報として私たちも知っておいていいのではないかと考えておりますので、次回で結構ですのでお願いしたいと思います。

(伊藤会長)

菅原委員の意向も踏まえて、会長としてもそこは確認しておくべきだと思いますので、御確認をよろしくお願いいたします。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

なお、奨学制度の詳細については、次回の審議会で説明することとなった。

#### ④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

本来ならば、昨年度の審議会でお諮りしなければならなかった案件ということですが、これが今回になったということの主な理由は何でしょうか。

(事務局)

主な理由は学校担当者の失念で、私立学校審議会に諮らなければならない内容をきちんと把握していなかったというところでございます。

(伊藤会長)

これは関係者の失念ということで済まされる問題ではないのではないかと思います。審議会が設置されていて、審議が行われての認可でございますので、このところはどうぞ御指導をきちんとしていただきたいと思います。

(事務局)

あらかじめ審議会の議決をとらなければならないのに、それを失念していたということは、あってはならないことだと思っております。学校に対して、きちんと審議会に諮らなければならない項目を再確認していただくように、きちんと指導をしております。

(伊藤会長)

ありがとうございます。それでは、説明の内容に関する質問に移りますが、1点よろ

しいでしょうか。

変更前の学則に、沖縄県にコザ・ミュージックタウンというスクーリング会場がありました。変更後の学則にもコザ・ミュージックタウンという会場が記載されています。こちらは無くなっていないということでしょうか。

(事務局)

はい。無くなったのは、那覇の学習センターになります。

(伊藤会長)

この那覇の学習センターとコザ・ミュージックタウンは、別のものということでしょうか。

(事務局)

コザ・ミュージックタウンは、仙台育英学園高校が定めているスクーリング会場という位置づけになります。那覇学習センターは、サポート会場という位置づけとなっております。スクーリング会場は、本日追加で配布をした資料の図の中にある面接指導施設と同じ内容となっております。そちらで通常スクーリングを実施し、添削やレポート、試験を受けることになります。また、そこでの学習を補うということで、仙台育英学園高校では独自にサポート会場を開設しております。

(伊藤会長)

建物の場所は同じなのでしょうか。

(事務局)

建物の場所は別のところがございます。

(菅原通悦委員)

今回の変更理由の「(2) 教育課程表の一部変更」のところで、変更の時期は「認可された日」とされていますが、すでに今年度この教育課程表は動いているのでしょうか。

(事務局)

この教育課程表で4月1日から動いております。

(菅原通悦委員)

動いておりますということなので、学則変更に必要な、審議会でいいですよというプロセスを経ないで、もう先行しているということなのですね。そうすると、学校担当者が失念していたということについては、さきほど会長がおっしゃったとおり、確実な指導、働きかけが必要なのだらうと思います。

特に教育課程表の部分ですので、いかに随時入学が許されている通信制課程あるいは単位制とはいえ、年度当初に教育課程はこれでどうでしょうかと提示した上で履修するの

で、認可が遅れるのは違いただろうと思いますので、これは厳しく指導していった方がいいのではないのでしょうか。

あわせて、少し離れるのですが、会長、先ほどのなとり第二幼稚園の教育課程についてもふれてよろしいでしょうか。

(伊藤会長)

はい。

(菅原通悦委員)

廃止の時期が9月30日、幼保連携型認定こども園への移行が10月1日ということになっていますよね。そうすると、9月30日までは幼稚園の教育課程に基づいてやっていますと。そして10月1日からは、こども園としての教育課程、教育と保育の一体化の体制でやっていますと。そうしたときに、幼稚園の部分の教育課程の変更はどのようになってくのがわからないのですね。もしも、年度当初でこういった教育課程で1年間やっていきますと計画を立案し、保護者等々に説明をした上で実施をしていて、年度途中で、理由はわかりましたけれども、変更していくということについては、可能なのでしょうか。どのように変わっていくのか、年度当初で切り替えることは可能と思いますが、年度途中で変えるというのは課程として可能なかどうかということ、問題点や課題がないかということを素朴な疑問として思ったわけです。

これは事務局というよりも、幼稚園を運営されている委員さんがいらっしゃいますので、お聞きしたいなと思ったところです。

(伊藤会長)

教育課程は教育現場の命でもございますので、非常に重要な内容でございます。幼稚園関係の委員の方々、いかがでございましょうか。

(小川委員)

認定こども園の部分は私たちもよくわからないので、お話が中途半端になるかもしれませんが、おそらくなとり第二幼稚園は、4月からこども園を始めるということで、教育課程もそのつもりで立てていらっしゃるのではないかと思います。

こども園に移行できなかった理由は、手続の不備と工事が終わっていなかったということだけなので、4月からこども園に移行するつもりで教育課程は立てていると思うのですけれども。

(根来委員)

年度途中から認定こども園に切り替わって教育活動をするにあたって、メリット・デメリットは様々あると思うのですけれども、途中から認定こども園になることを想定して4月からカリキュラムや課程はある程度変更して進めているのだろうと。認定されておりませんので、その間はこども園として運営・運用するのではなく、幼稚園としての部分と保育の部分に分けて、教育活動や保育活動は行われていると思います。

ただ、年度の途中からその2つの仕組みが1つの施設で合致して行うということについては、子供たちにとって最初はいろんな違和感と、それから教育を進めていく先生たちにとっても計画どおりにいかないところは当然出てくるでしょうし、その教育的効果というの薄らいでいくということもあると考えられます。

しかし、大人が考えている以上に子供たちの環境への順応力というのは非常に高いものがありますので、10月1日からの移行については、しばらくはそういう状況が続くかと思いますが、それ以降については定められた認定こども園の指導要領と教育課程に従って、その効果を発揮していくのではないかなと考えます。また、それにあわせた行事ですとか子供たちの成長する機会というのは、おそらく10月ではなくそれ以降に設定して、教育課程を作成していることだろうと考えます。

詳しいところは事務局ご存じでしょうか。

(事務局)

なとり第二幼稚園ですけれども、今回は幼保連携型認定こども園に移行するために、幼稚園を廃止するという事になってございますが、すでに4月1日から幼稚園型認定こども園になっておりますので、そこを踏まえての教育課程を編成し、動いております。

幼稚園型ですと保育所機能も持っておりますので、教育と保育を一体的に運用していることもございますし、委員の皆様方がおっしゃられたとおり、もともと年度途中に幼保連携型認定こども園に移行することを前提に動いておりましたので、そのあたりは理事長が審議会の前委員でもございますし、そういったことを考慮して運営していると考えております。

(根来委員)

そういうことですので、おそらく子供たちへの影響というのは最小限度に押さえられるのではないかなと推測されます。

(伊藤会長)

ありがとうございました。

子供たちのという言葉が出てまいりましたけれども、保護者たちは混乱してないのでしょうか。

(事務局)

保護者の意見は直接的には伺っておりませんが、幼稚園型認定こども園に移行している時点で、例えば保育料につきましては、すでに市町村が定める額を支払うという仕組みに変更しておりますので、幼保連携型に移行してもそこは特に変わりませんし、在園児の扱いについても特に変わりはありませんので、大きな混乱は生じ得ないと考えております。

(伊藤会長)

菅原委員、いかがでしょうか。

(菅原通悦委員)

わかりました。ただ、気になるのは、すでに移行しておりますという移行というのは、何に移行とっているのか、ちょっと理解できないのですが。その移行がすでにされていますというのとは？

(事務局)

移行という言葉ですけれども、新制度と呼ばれている幼稚園がありますけれども、具体的に幼稚園というのは私学助成園と新制度幼稚園という2つに分かれます。我々の方で補助金を出している幼稚園が私学助成園というものでございまして、新しい制度に基づくものは、市町村から施設型給付を受ける仕組みに変わっております。そのうち、施設型給付を受ける幼稚園につきましては、単純に新制度幼稚園というものと、幼稚園型認定こども園というものがございまして、幼稚園型認定こども園というのは認定こども園と呼ばれる類型に入ります。あわせて、幼稚園ではなく、幼保連携型認定こども園という新しいものもございまして、それも施設型給付を受けるのですけれども、それは幼稚園とは別物でございまして、そういった制度の前提があった上での話になってまいりますが、なとり第二幼稚園は、もともと幼保連携型認定こども園を目指して動いている中で、一部基準に満たないところがあったので、移行できなかったというところがございますので、その準備は当然してございましたし、昨年度お諮りしたなとり幼稚園については、すでに幼保連携型に移行しておりますので、そのあたりのノウハウも十分蓄積した上で動いていらっしゃるというふうに認識しております。

(菅原通悦委員)

よくわかりました。私が聞いたかったのは、ここでの手続についてだったんですね。移行されていますということと、今回審議会に廃止手続を諮ることの関わりが少し理解できていなかったものですから。すでに移行しているということと、幼稚園という組織を法的に廃止しますというような解釈でよろしいでしょうか。

(事務局)

法的に申し上げますと、幼保連携型認定こども園と幼稚園は全く別物でございまして、今は幼稚園ですけれども、それを幼保連携型認定こども園に変えるには、幼稚園を廃止しなければならないということで、今回お諮りしております。一方で、認定こども園の類型の中には、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園がありまして、幼稚園型認定こども園というのは、幼稚園の認可を有したまま認定こども園になるという仕組みになっております。今時点では、なとり第二幼稚園は、幼稚園型認定こども園にはなっているため、幼稚園の認可が残っているので、今回、幼保連携型認定こども園に移行するので、幼稚園を廃止するというをご審議いただいているということでございます。

(菅原通悦委員)

了解です。よくわかりました。そうすると、例えば年度途中の9月30日廃止という

のは、建築上の理由からの特例であって、できれば4月1日からの方が望ましいということになるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。もともと目指していたのは4月1日ですので、申請者も4月1日を目指して動いていたので、そうだと思いますが、過去に審議会にお諮りした中でも、年度途中に幼保連携型認定こども園に移行した園で、学校法人宮城学院が設置していた幼稚園ですとか、昨年度ですと多賀城東幼稚園が、5月1日から移行した例がございます。

年度の途中に移行した実例はございますので、その辺は各学校のほうで適切に管理運営していく中でやっていくべきことだと思います。

ただ、なとり第二幼稚園は、もともと4月1日を目指していたのは間違いないと思います。

(菅原通悦委員)

わかりました。

(佐々木委員)

自分たちに関わることなので、お話をしておきたいと思います。仙台育英学園高校の通信制課程のところ、教育課程の変更のところですが、(1)にあげたスクーリング会場等の変更よりも、非常に大きな問題だと思っております。なぜかといいますと、(1)は部分的な生徒に関わることですけれども、教育課程は生徒全体に関わること、しかも、教育課程というのは先ほど伊藤会長からもありましたが、学校の命であり、学校の教育目標を示すもの、それと学習者に対する適任をしめすものでもありますので、やはり内々に確認し、しっかりと手続をとっておくべきだと。これは絶対に外せないと思います。通信制課程だからといって、泥縄式に場当たりの対応をしていきますと、制度のなしくずしで、いろんな問題に派生するのかなど。ある意味では教育に対する信頼を損なうと。そういう問題にもなるかと思っておりますので、この辺のところは言いにくいところかとは思いますが、厳正に厳しくこういうことがあってはならないと、我々互いに確認しながら、注意・指導をしっかりといただければと思います。

(伊藤会長)

よろしいでしょうか。事務局からございませんか。

(事務局)

あらためましてですけれども、この教育課程の部分、確かに手続漏れがあってはならない部分だと思いますので、こちらについてはきちんと学園の理事長に対しても、私の方から今後こういうことがないようにということで、きちんと指導してまいりたいと思います。

(伊藤会長)

はい。それから、仙台育英学園高校の学則変更要項の中の、変更の理由の(2)に「総合的な学習の時間」において、情報科学コースで設置されている学校設定科目を一部履修することを可としていたが、履修する生徒がいなかったため、削除するものと記載されていますが、そのような理由は大きな問題なのではないかなと、佐々木委員のお話を聞いて感じております。教育課程というのは、そういうものではない。履修する生徒がいらないからなくすというものではないのではないかと思います。

もう少し、文言整理をしたほうがよいのではないかと考えておりますけれども、こちらも含めて、事務局で指導をお願いしたいと思います。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

### (3) その他

この他特に質疑等は出されなかった。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印